天命建元の年次に 就て (續)

太祖

滿文老 檔の一考察——

三

田

村

泰

助

ЛL

に記されて居るかを見、建元の年次を考察しやうと思ふ。 前章に老檔と實錄との立場の相異を說いたが、次に此の兩書には、 建國建元の事實が各々の立場から夫々如何なる風

文の條を引いて、滿文老檔との連りとする。 建國建元に關する實錄の記事の中、漢文の條は此の論文の冐頭に揭げたから、此處に揭げる事を止め、滿洲實錄の滿

太祖 を 諮々の貝子 大臣等 推して 明 汗と謂へり。は「太祖建元卽帝位」とあり、滿文には、taitsu be geren beise ambasa tukiyeme genggiyen han sehe. とあり、その 滿洲實錄には、太祖が卽位の禮を行つて居る圖が繪かれて居て、之に滿漢蒙三體で記された題が附けてある。漢文に

本文は次の如し。

八 旗の 貝子 大臣等 衆 を率いて跪きたり。 八人の大臣 列 より 出で 前に 進みて 跪き 表 をjakūn gūsai beise ambasa geren be gaifi niyakūraha. jakūn amban faidan či tučifi julesi ibefi niyakūrafi bithe be 大 臣 等 衆 を 率いて 大 衙 門 に 到り 八 - 机を 設へて排班せり。汗 衙 門 に 出てゝ 玉座 に 坐したる後、ambasa geren be gaifi amba yamun de isafi jakūn dere arame faidafi, han yamun de tučifi soorin de tehe manggi. han i susai jakūn se de fulgiyan muduri aniya aniya biyai iče de niowanggiyan bonio inenggi jakūn gūsai beise

受けて 額面德尼巴克什は 汗の 左側 に立ちてその表を 頌して「諸々の 國 を 慈育する明 汗」 デュー データ は て 額面徳尼巴克什は 汗の 左側 に立ちてその表を 領して「諸々の 國 を 慈育する明 汗」 捧げんと 泰 呈したるに依り、 汗の 兩 側 に 侍せる阿敦 轄 額爾德尼巴克什 迎へ 行きて 表 をtukiyeme jafafi alibuha manggi. han i juwe ergi asha de iliha adun hiya. erdeni baksi okdome genefi bithe be

と謂ひ 年 號 を「天 命」 と謂へり。

錄は帝號が列國覆育英明皇帝と云ふ風に洗練されて來る。此の滿文實錄でも、建元の事に就いては記して居るが、國號 右の文中 amba gebu hūlara は漢文の方に「恭上尊號」とあるが武皇帝實錄には「稱帝號」とある。尙後者に依ると帝 に就ては何等記載のない事、漢文實錄と同じである。飜つて滿文老檔丙辰年正月の條を見るに、 事が分る。そして han だけは「汗」とせずに「皇帝」と譯したものと思はれる。参考までに擧げると、乾隆改修太祖實 號は「烈國沾恩明皇帝」の七字である。之に當る滿文は「諸國を慈育する明汗」とあつて、漢文の帝號は滿文を直譯した

迎 へ 出で、八人の大臣の手もて 跪ける 書 を 受け 納め 汗の 前に 捧げたる 机 の 上に 置きて ぬ へ 出で、八人の大臣の手もて 跪ける 書 を 受け 納め 汗の 前に 捧げたる 机 の 上に 置きて 衆 を 率いて後に 跪きたり、 汗 の 右 側に立ちたる 阿敦轄 左 - 側 に立てる 額爾德尼巴克什 兩 側 よりgeren be gaifi amala niyakūraha. han i iči ergide iliha adun hiya hashū ergide iliha erdeni baksi emte ergiči 立ち 八 族より 八人の 大臣 書を 奉持して衆 より 出で 前に 跪きたる 一後 「八」 族の 貝子 大臣等iffi jakūn gūsači jakūn gūsai beise ambasa 語らひ 定めたり。八 族の 貝子 大臣等 衆 を率いて 方 陣 を な し 八 處にhebdeme gisureme toktobufi, jakūn gūsai beise ambasa geren be gaifi duin dere duin hošo arame, jakūn bade なり、天 の 生みたる 窮し 苦しめる 國 を 慈しむ事賢く、育む事巧なる 汗 に 大 號を 頌へん と 衆dere. abkai banjibuha yadara joboro gurun be gosire mergen ujire faksi han de amba gebu hūlaki seme geren 語るに、 我等の 関は 一汗 なしに過し、爲に苦しむ事甚しかりき、天は吾が - 國 を 安逸ならしめんとてgisureme musei gurun han akū banjime joboho ambula ofi abka musei gurun be jirgabukini seme 聰 恭 汗の五十八 歳の時 正 月 初一日 申 日 國 の貝子 大臣 部衆 悉く集りていた kundulen han i susai jakūn se de aniya biyai iče de bonio inenggi gurun i beise ambasa geren gemu ačafi banjibuhabi 生みたる

額爾德尼巴克什 汗 の 左 一 側に 「面して 立ち 天 「諸々の「國」を「慈育せよとて「降したる」明 「一汗」と云ふ號をerdeni baksi han i hashū ergide juleri ilifi. abka geren gurun be ujikini seme sindiaha genggiyen han seme gebu

頌したり。跪きたる 貝子 大臣 衆 悉く立ちたり。さてかく 諸 處に立ちたる後、 汗は 玉 坐 より 立ち加る niyakūraha beise ambasa geren gemu iliha, tereči tuttu geren ba iliha manggi, han tehe soorin či ilifi 立ち

衙門 より 出て 天に向ひ 三度 「叩頭せり、「叩頭して」後に 「退き」玉坐」に「坐したる後」 八 「旗の」 貝子yamun či tučifi abka de ilanggeri hengkilehe, hengkilefi amasi bederefi soorin de tehe manggi jakūn gūsai beise

大臣等 次々 に 正旦を賀すと 汗 に 向ひ三度 叩頭せり。ambasa ilhi ilhi se baha seme han de ilata jergi hengkilehe.

とあつて、建國に就き何等の記載なきのみならず、建元に關しても一語も云ひ及んで居ない。

然らば當時「天命」なる年號は漢文のみで滿文は無かつたかと云ふとそうではない。卽上述の朝鮮側に、手交した文

の記事が之を證する。 書に印が捺されて居て、その印は滿漢二體で「後金國天命皇帝」と記されたものである事は光海君日記已未年四月の次 傳曰。奏文中後金汗寶。以後金皇帝陳奏。未知何如。令備邊詳察以奏。囘敎曰。胡書中印跡。 令鮮篆人申汝權及蒙

とある。又滿文老檔に太祖の勅諭の形式が載せてあつて、それに依ると、 學通事飜解。則篆樣番字。俱是後金國天命皇帝七箇字云々。

天 命 の 時 を 受けたる汗 諭す

に對しても、決して注目を拂はなかつた譯ではない。然らば、建國建元の如きその國家にとつて重要なる記事が太祖實 等の例は何れも國家としての體裁を整へる關心が、 とある。叉天命年間に鑄した「天命通寳」以外に、 | 近 | Marie 制度形式の上に表はれた事象で、此の例の示す如く「天命」の年號

實錄では、その理由として、

錄に存して、老檔に存しないのは如何なる理由であらうか。

太祖實錄の「烈國沾恩明皇帝」が滿文「geren gurun be ujire genggiyen han」の譯である事は、 既に指摘したが、

天が 諸々の 國 を 慈育せよとて 降したる 明 汗abka geren gurun be ujikini seme sindaha genggiyen han

此の帝號に當る老檔の記述を見ると、

のであるが、太宗老檔の崇徳元年四月十二日の條に、 られねばならぬのである。此の事は太宗が崇徳元年に卽位した際に見られるので、此の時尊號を「寬溫仁聖」と奉つた 號を奉る時には、その皇帝の現實的な德を顯はす意味の稱號が採られるのが普通であり、又奉られた尊號は實際に用ひ 度には異質的なものがある事に想到すべきである。老檔の稱呼には、「汗」を神格化して居るに對し、實錄の方では、か とある。 > る神的な要素を排して、現實的な人德を頌へる意味の命名になつて居る。中原風な意味に於いて、臣下より皇帝に尊 と云ふ形容詞に直して、「諸國を慈育する汗」と一聯の名稱に作り、此の時奉つた帝號として居る。此の兩者の命名の 兩者を比べると、實錄では老檔の方の「天」及「慈育せよとて降したる」を省き、ujikini と云ふ動詞形を ujire 能

た跡が看取されるので、此の事は、尊號を奉つた理由を記して居る老檔實錄の記事を較べて見ると更によく分明する。 檔には太祖を記すに終始 genggiyen han を以つてし、「天」以下の長々しい稱呼を以つてした例は一度も出ないのであ とある。 此等の點から考へると、太祖弩爾哈齊が中原風な意味の帝位を正したとする實錄の記事には、 gosin ončo hûwaliyasun enduringge han. geren ambasa be gaifi taitsu, taiheo, mafa i miyoo de wečehe. 此の太宗の尊號と太祖の「天が……降した明汗」とあるのを比べると、一層明瞭に二者の相異が分る。 老檔の記事を潤色し 太祖

者。因是諸王大臣會議稱帝號。

治。 太祖明敏才智。 欺詐不生。 拾物不匿。 法度得宣。 必歸其主。 敬老尊賢o 若不得其主。懸於衞門。令認識之。五穀收穫畢。縱牲畜于山野。莫有敢竊害 點讒遠佞。恩及無告。爲國事日夜焦思。上體天意。下合人心。于是。 滿洲大

居り、文中何處にも滿洲人自身の意識感情は窺ひ得られない。老檔に依ると、 と述べて居る。 右の文は要するに支那風に帝德を稱へる常套の句で、帝王の理想を說く中原風な思想がその基をなして

我等の 部は 汗 なしに過したので苦しむ事甚しかつたにより musei gurun han akū banjime joboho ambula ofi

如何なる意味があるのであらうか。それは取りも直さず、彼等の部族を始め、他の女真部族を包括する處の全女真民族 字に假托して述べて居るのであつて、そこには過去の忍從から解放された歡喜の情と、自己種族謳歌の感に陶醉せし彼 等の姿を見るのである。そしてこの感情の發露が汗號を率る事象となつて現はれたのである。 傑物が自己の部から出て他部族の大半を征し、自分等の部族が一躍支配者の地位に立つたので、この事を「天」なる文 苦んだ」と云ふのは、その爲に他の部族の「汗」の支配下にあつた事を意味するのであらう。處が、今弩爾哈齊の如き の主権者たる事に他ならない。 と述べて居る。「han なしに過した」と云ふのは、自分の部族に「汗」を稱へる様な人物がなかつた事であり、「甚しく 然らば汗を稱ふとは一 體

で、 喇 勢力を背景として他部族に君臨したのである。 ひ骨肉相食むの狀態と成つた。滿文滿洲實錄を飜くと、此等女眞部族中 史實を按ずると明、萬曆の初年に於て、遼東の全女眞族は、一時哈達部の王台の節制に伏した。實に王台は「明」の 他の部酋は悉く beile 貝勒を以て稱せられ、弩爾哈齊と雖も此例に漏れない。 輝發・薬赫及滿洲が是である。そして同實錄の記載に從ふと「汗」を稱せられるものは實に哈達の 然るに彼の末年に、威漸く衰へるに及んで、遼東の女眞民族は互に相 gurun を稱する强部族五を數へる。 wan han のみ 哈達·吳 争

b, 族を單位とする「國」の義に飛躍した譯である。そして此の jušen gurun は自他の女真部族を包括したものゝ謂であ gurun, monggo gurun に對する jušen gurun で、gurun なる語は此時に於ては、一部族を意味する「部」より一の民 である。弩爾哈齊が汗位に卽いた後は、老檔の記載に從へば自國を常に wan han こそは曾つての遼東の覇者であつた王台その人である。これ前に「汗」はその民族の主權者の意と解した所以 即いて後二年、 が老檔に見え、そこに附記して、 此名稱を以つて滿洲族自らを呼ぶ事は、自己がその支配者であり、代表者である事を意味する。弩爾哈齊が汗位に 明を薩爾滸の役に敗つた年の八月に、女眞部族の最後の未征服國として殘つて居た、 jušen gurun と呼んで居る。 薬赫を降した記 とれは nikan

國 を 伐ち 從へる事 この年に 了れり。 gurun be dailame dahabume, tere aniya wajiha juleri

並びに建國建元の記事は、 た事を物語るのであるが、 とある。 が然らしむる處であらう。 し「天命」と建元したのである。老檔の太祖が汗位に卽く記事は、滿洲族が部族的なものから民族的なものへと生長し をなす滿洲族が自らを jušen gurun と稱するのも又當然と謂ひ得る。そして後述する如く實は此の年に「後金國」と稱 誠に豪壯なる叙述であり、 そとには未だ中原風な表現形式を藉りて居る跡は見られないのである。滿漢太祖實錄の卽位 實錄編纂の時、老檔の記事を支那風の形に變へたものに他ならない。これは實錄編纂の精神 讀者は澎湃として興隆する、女眞民族の姿を看取するであらう。此の時、 その樞軸

建國建元の事を行つた事實は無かつたものと思ふ。 僕は從來說かれた如く、 萬曆四十四年丙辰の歳には汗位に卽いた事實はあるけれども、支那風に倣つて帝位に卽き、

常然年次は天命を以て敷へる筈である。太宗老檔には年次を敷へて sure han i sučungga aniya, jai aniya と記して居るのは丙辰年に次いで、實錄の天命二年に當る年は唯 fulahūn meihe aniya と記して居るので、此時天命建元の事があれば 太祖滿文老檔には汗位に卽いた丙辰の年以後も、年次を記するに「天命」を用ひず、矢張「干支」を用ひて居る。例

太祖老檔が「天命」建元の後に到つても、矢張り干支を以て年次を敷へたのは如何なる理由であらうか。

のと併せ考ふべきであらう。

事となる。然らば此の年は建元に相應しい事件があつたかと云ふと、例の有名な「明」に對する七宗恨を出して、堂々 じ、尙「因以漢字傳檄」と誌して居る。此の事は、漢字が必要になつたのは實に此の時からである事を物語る。 と明に獨立を宣言した年である。三朝遼事實錄の開卷冐頭に「萬曆四十六年遼事起」と記して、弩爾哈齊の第一聲を報 滿洲が朝鮮側に手交した文書の記載に依ると、天命二年は己未の歳であるから、天命元年は萬曆四十六年戊午の歳の

四月甲寅の條に、

建酋差部夷章台等。執夷箭印文。送進擄去漢人張儒伸・張楝・楊希爵・廬國士四名。進關聲言求和。傳來申奏一紙

滿洲が「七宗恨」の檄を「明」に躓した時の事は、皇明實錄には次の様に見えて居る。卽ち神宗實錄の萬曆四十六年

とある。尚三朝遼事實錄には、

自稱爲建國。內有七宗惱恨等語。

と見えて居る。此等の記事の示す如く、滿洲自ら「建國」と云ひ「建州國汗」と稱したのである。太祖實錄にある樣に

閏四月**。**奴兒歸漢人張儒等。查夷文請和。自稱建州國汗。備述七宗惱恨。

萬曆四十四年丙辰の年に「後金國」「天命」と稱したのであれば、何故此の文字を用ひなかつたのであらうか。 そして、此事は又光海君日記の記事より逆算して、萬曆四十六年を元年とする考へ方にも當てはまるのである。自ら

なければならねっ 若し四十六年に建國の事實が行はれたのであるならば、 たものと信ずる。 は他に考へられない。 國號を樹立すると云ふ事は、他國家に自己を認知せしめると云ふ考慮から出るので此事以外には意味がないからである。 又史實に徴しても、 そして此論文冒頭に引用した如く、 明實錄にある如く、 此時は「建州國汗」と稱したのであるから、僕は此歲には「後金國」「天命」命名の事實はなかつ 萬曆四十六年には建國建元の事を行ふに相應しい事象として、「七宗恨」を宣した程の劃 明廷は翌四十七年になつて朝鮮の咨報で、始めて此事實を知つたのであるから、 四十八年には、 朝鮮の容報の前に、 後金國汗の名のある榜文が、 明廷には何等かの情報があり、 明實錄に記載されて その 記 的

居る事を併せ思ふべきである。

月十三日の條に その命名の素朴さは之を證するものではなからうか。更にその態度を傍證する史料がある。柵中目錄の萬曆四十七年三 を遣し、 違ひない。 が、 る。そしてその國書たるの形式を整へる必要上、取り敢えず、「後金國」と稱し「天命」の年號を作成したのであらう。 云ふ程の歴史的大事件である。そして、その勝利を得た事は弩爾哈齊をして遼東に勢力を樹立する確信を抱かしめたに 爾哈齊は堂々四路より、 に押した「後金國天命皇帝」とある滿漢! 然らば、 前年若しくは、丙辰の歳に支那風に帝號を稱したのであれば、この様な形式的なものは、當然具備さるべき性質の 遼東の地より 戦勝者の立場より、 而して、此の役後最初に政治交渉を開始したのは、 光海君日記の記事は如何に解すべきか。弩爾哈齊は萬曆四十六年に遼東淸河堡を陷れ、 「聞奴中方草通書。 明 の勢力を根底から驅逐したのは實に四十七年三月に於る薩爾滸の役であらう。 興京に進撃する明の大軍を一擧に覆没せしめたので、滿洲の興廢は此の役の決する處に係ると 自分を「金國」の正統なる後繼者たるを說き、天命旣に「明」を去つた事を論じたので 鑄成印顆云々」とある。 一體の印を指すものであらう。 此通書は本文に說いた處の國書であり、 東方文字の國を自稱する朝鮮である。 つまり、 事に臨んで急遽鑄印した その攻略を開始した この印顆はその國 滿洲は朝鮮 此役に於て、 派に 國書 5

萬曆四十七年を二年としたのであらう。國書には「七宗恨」を併せ載せて居る事を考慮すべきである。何れにしても、 である。 その國書に「天命二年」とあるのは「七宗恨」を出した年は、建國建元を行ふに相應しい歲と思惟し、翌

此等の事象は「漢字を以て檄を傳へ」ねばならぬ情勢から出た政策的意味に基くものと考へる。

d S し兩國間の交渉の經過を引續き考察しやう。 右に述べた滿洲側の態度を念頭に置いて、旣述した鮮滿交渉の跡を見ると,自ら首肯し得る處があるのである。 光海君日記己未四月十六日の條に、 滿洲側より齎された國書に對する朝鮮側の囘答は如何なる形式でなされた

備邊司啓曰。 朝鮮國平安道觀察使書。 常聞北道六鎭胡人贈給文書。 左邊書。 建州衞部下馬法。開折裏面書。朝鮮國平安道觀察使朴燁奉書于建州衛馬法 稱建州衞馬法云。 所謂馬法似指褊裨而言也。今當略做此例。皮封外面右

を採り、從つて「後金國」の國號の問題には觸れなかつたのであるが、 とあれば、朝鮮側の此時の交渉に對する意向態度が分る。 いたもので、彼等に依れば、交隣は夷狄を礪縻するの道なのである。 とあつて、國王の名を以てせず、地方官たる平安監司の名目で答へしめたのである。 備邊司啓曰。今此胡書囘答。乃朴燁之貽書于馬法者。所謂馬法卽是褊裨之稱。 朝鮮は滿洲の國書を無視して、交渉を地方の官吏に委ねる形式 此は朝鮮の傳統的國是である「事大交隣」に基 則非直答于奴酋者也 尚同日記四月二十一日の條に、 (語mafa の對音

そして實際此の通りの囘答が滿洲側になされたものと見え、太祖老檔の同年五月十五日の條に、 朝鮮 に e 往きたる使者・朝鮮の 一人の官 十 三人の從者 來到せり。 genehe elčin solho i emu hafan. juwan ilan niyalma isinjiha.

と記し、次いで來答の文書の全文を掲げ、その前書に

朝 鮮 國 の「平 安 道」路の「觀 祭 使」職 の 朴 燁 建 州 衞 馬法 足 下に 書を 呈 すsolho gurun i ping an doo goloi guwan ča ši hergen i piyoo hūwa. giyan jeo ui mafai bethei wejile bithe alibu-

rengge

とある。尚李民寏の柵中日錄には、此の時の交渉の顚末を詳しく書き誌して居る。その記事に依ると、朝鮮の使者は光

海君日記に見える鮮廷の意見を開陳して居るが、その中に、

稱之。以下貴國二字看之。則其不以鄰國待之。然耶。 阿斗曰。我國後金號。何以不書而只稱建州乎。是不以鄰國待我也。答曰。我國之稱建州者。自前已熟。想必以此而

とあり、滿洲側は朝鮮の囘答に「後金國」を使用しなかつた事を詰つて居るが、此の朝鮮側の詭辯的申開きは通つたも

大海等愧謝曰。小的粗知文字。不能解見矣。阿斗頗解顏之色。

のと見え、交渉の終つた處に、

が餘り强くないのに驚く程である。滿文老檔には此時の朝鮮の囘答に對して次の樣に記して居る。卽已未年五月二十日 とある。此の記事から察して、「後金國」字使用に對する滿洲側の態度は通り一ぺんのもので、國號に對する關心の度

の條に、

信憑するに足る詞なし。emu akdun gisun aku. 官 を 養つた事を謝する 一片の善言 なし、擒へた朝鮮人 を 送れ と云ふ一の 詞 なし、後日 へ の hafasa be ujihe seme baniha sere emu sain gisun akū, jafaha solho be unggi sere emu gisun akū, amala banjire その 齎した 書 を 看ると 彼等の朝鮮汗 の 詞一言半句なし。 南朝 に 味方して來た軍を 率いた 大 小の terei gajiha bithe be tuwači čeni solho han i gisun umai akū, nikan de dafi jihe čoohai jafabuha amba ajige

使用に關して一言も觸れて居ないのは、何とした事であらう。此が實錄に依ると、後金國成立後四年目の有樣である。 とある。之を見ると、太祖が朝鮮からの囘答に期待して居た要望の奈邊にあつたかゞ分るが、右の記事中、「後金國」不

る。 此事はこれより後七年目の天聰元年、滿洲の第一次征鮮の際に於て「金國」の使用を强要し、 老檔の記事や柵中日錄に表はれてゐる滿洲側の、 に國號を定め、 年號を建てると云ふ事象は、兎も角も、その民族の國家意識の高揚が齎す必然的な結果とされ かう云つたものへの態度執着の低さは、 期待を裏切る様に思はれ 締盟の形式には金 るの

俗に從はしめた態度、 更に旣述丙子の役の態度と思合せて奇異の感がある。

するのが事の眞相ではあるまいか。 それ故に、「後金國」「天命」を創成、使用したのは、 前述せし如く、建國建元の事には大いに政略的な要素が働いて居る事を物語るものである。 羅萬甲の丙子錄に「是年 (青暦四) 五月。努見哈赤僣號後金國汗、 質に萬曆四十七年の事であり、然も天命元年は存しなかつたと 建元天命」

とあるのは右の事質を傳へたものと云ひ得る。

此

ない。當時の滿洲人が、支那流の曆日の觀念に乏しかつた事は、 「干支」を以て年次を記する事は、 「天命」年號使用の事情を見れば、太祖滿文老檔に、年次を「天命」を以て數へない事が肯けると、 滿洲人の實生活では、支那風な年號を以つて年を數へる必要がなかつた證據に他なら 建州聞見錄に 同時に 老檔が

上年 (本七年) 臘月小盡。 而胡中以正月初二日爲正朝。蓋不知曆日故也。

であらう。かゝる素朴な生活者からは「天命」なる年號を以つて歳月を敷へる程の整備した觀念があらうとは考へられ 元の事象を之に結びつけ、 ない。 と述べて嘲笑して居るのでも知られる。 太祖實錄の編纂に際し、弩爾哈齊が汗號を稱した事を中原風な意味に於ての帝位を正したことに潤色し、建國建 此の年を以つて天命元年と成したのである。 かくの如く支那風な生活をなす時にば、實生活では少からず矛盾が存したもの

尙 Martin Martini 「後金國」或は「大金國」を實錄から削除する事は淸朝の國是である。 uの韃靼戦記に 計③

s'en declara le Souverain & prit un nom Chinois, se faisant appeller Thienmin dés l'an 1618. qui fut le troisiesme

de son regne. (原文の儘)

とあるのは、注目に價する。彼は淸太祖の卽位の三年目卽萬曆戊午の歲に「天命」を稱したと記して居る。何に依つて : ゝる記述が生じたのか知る由ないが此は恐らく傳聞の誤であらう。光海君日記の記事と martini の此の記事とを以つ

て根本史料である事を强調し、 他の史料を悉く否定して天命元年を戊午の歳となす事は簡單であるけれども、

識は之を許さないので Martini は半事實に合し、半誤れりとなすのである。

註① 太祖滿文老檔天命十年の條(第六十七冊)。

註② 西源 制錢通考卷之一。

描③ Histoire de la guerre des tartares contre la Chine, p17

倚韃靼戰記の原本はラテン語で書かれてあり、之に英・獨・佛の譯がある。原本及び獨譯は見る事が出來なかつたし、 英・佛譯は

共々内容相似せるを以て佛譯を揚ぐ。

追記 滿文老檔は太祖、 今は太祖老檔のみに就いて考察した。 太宗と夫々あり、更に、太宗の分は「天聰」と「崇德」に分れて居る。僕は各々は呉質的な相違があると考へ、

深く感謝の意を表す次第である。

本稿を草するに當つて、先輩内藤乾吉學士より種々の示教を、

又滿文の譯に就いては、

山本守學士の示教を辱うした事に對し

時代の人の家集かあつてその中の丙丁志に「天啓辛酉處兵進陷遼東經略遠可立被害處乃建國號曰金改元天命云」とあるのがそれで 本稿起草の後に朝鮮の稻葉博士より王翰を辱うし、天命建元に闘して左の異説がある事を教示された。即ち家世集遺補と云ふ李朝 は 3 唯この説を紹介し併せて稻葉先生に對し深甚なる感謝の意を表する所以である。 天啓辛酉は明の天啓元年で通説では清の太祖の天命六年に當る。 然し此の所傳に關しては考慮する遑がなかつたのでこゝで

— 29 –